

令和元年松前町条例第7号

松前町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年10月8日

松前町長 岡 本 靖

松前町印鑑条例の一部を改正する条例

松前町印鑑条例（昭和51年松前町条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録できる印鑑)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 町長は、印鑑登録を受けようとする印鑑が次の_____いずれかに該当すると認めるときは、当該印鑑の登録をしてはならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）</u>若しくは通称（<u>政令第30条の16第1項_____に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏及び通称</u>以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住</p>	<p>(印鑑登録できる印鑑)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 町長は、印鑑登録を受けようとする印鑑が次の<u>各号</u>のいずれかに該当すると認めるときは、当該印鑑の登録をしてはならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名_____若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>又は氏名_____若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は_____通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>3 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住</p>

第12条 印鑑登録証明書には、印鑑登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しのほか、第6条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事項を記載するものとする。

2 省略

(印鑑登録の抹消)

第15条 省略

2 町長は、印鑑登録を受けている者について次の_____いずれかに該当する事実を知った場合は、職権で当該印鑑登録を抹消する。この場合において、第3号から第5号まで又は第7号の事由によつて印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑登録を受けている者にその旨を通知するものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 第6条第1項第3号に掲げる事項に
_____変更（登録されている印影の変更を必要

第12条 印鑑登録証明書は、印鑑登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて町長が証明するものとし、併せて次の各号_____に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

(2) 出生年月日

(3) 男女の別

(4) 住所

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2 省略

(印鑑登録の抹消)

第15条 省略

2 町長は、印鑑登録を受けている者について次の各号のいずれかに該当する事実を知った場合は、職権で当該印鑑登録を抹消する。この場合において、第3号又は第5号_____の事由によつて印鑑の登録を抹消したときは、当該印鑑登録を受けている者にその旨を通知する_____。

(1)・(2) 省略

(3) 氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更（登録されている印影の変更を必要

としないものを除く。)があつたとき。

(4) 第6条第1項第7号に掲げる事項に変更(登録されている印影の変更を必要としないものを除く。)があつたとき。

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

としないものを除く。)があつたとき。

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。